

和歌山大学教育機構学術情報センター図書館利用規程

制 定 昭和62年 3月13日

最終改正 令和 7年 4月11日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 和歌山大学教育機構学術情報センター図書館規則第6条の規定に基づき、和歌山大学教育機構学術情報センター図書館（以下「図書館」という。）の図書館資料（以下「図書」という。）及び施設・設備の利用については、この規程の定めるところによる。

(開館日及び開館時間)

第2条 図書館は、次の各号に掲げる日を除き開館する。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 大学入試センター試験日及び本学の個別学力検査等試験日
- (4) 12月28日から翌年1月5日までの期間
- (5) 和歌山大学学則第6条第2項に定める臨時の休業日

2 開館時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日 午前9時から午後8時30分。ただし、休業期間中は午前9時から午後5時までとする。
- (2) 土曜日 午前10時から午後5時

3 館長が必要と認めた場合は、前2項にかかわらず開館日又は開館時間を変更することができる。

(利用区分)

第3条 図書館の利用区分は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、土曜日の開館の利用区分は、第1号から第3号とする。

- (1) 館内閲覧
- (2) 館外貸出
- (3) 文献複写
- (4) 参考調査
- (5) 図書館間相互利用
- (6) その他

2 図書館間相互利用に必要な事項は、別に定める。

(利用者)

第4条 図書館を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 国立大学法人和歌山大学（以下「法人」という。）の教職員
- (2) 和歌山大学（以下「本学」という。）の学生
- (3) 前2号に掲げる者に準ずる者
- (4) 本学が受け入れた研究者
- (5) 本学の名誉教授
- (6) 本学の卒業生及び修了生
- (7) その他図書館の利用を申し出た学外者

第5条 前条各号に掲げる者は、所定の手続を経て、図書館利用証（以下「利用証」という。）

教育機構学術情報センター図書館利用規程

の交付を受けることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人の教職員用カード又は本学の学生証等を交付された者は、当該カード又は学生証等をもって利用証とする。
- 3 利用証を紛失した場合は、直ちに届けなければならない。なお、再交付を希望する者は、再交付願を提出し、再交付を受けることができる。
- 4 利用証は他人に転貸してはならない。転貸によって生じた事故の責めは、本人が負わなければならない。

第2章 図書の接架検索

(開架図書の検索)

第6条 開架閲覧室に配架されている図書は、自由に接架検索することができる。

(書庫内図書の検索)

第7条 書庫内に入って図書を検索できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 法人の教職員及びこれに準ずる者
- (2) 本学が受け入れた研究者
- (3) 本学の名誉教授
- (4) 本学の学生
- (5) その他館長が許可した者。ただし、この場合は係員が立ち会うものとする。

(接架検索の規律)

第8条 接架検索にあつては、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 書庫には鞆・袋物等を携行しないこと。
- (2) 図書の配列を乱さないこと。
- (3) 図書の返却は、元の位置に置くこと。元の位置が不明の場合は、開架閲覧室にあつては返本台に置き、書庫にあつては係員に申し出ること。

第3章 館内閲覧

(閲覧)

第9条 利用者は、次の各号に掲げる場合を除き、図書を自由に閲覧することができる。なお、閲覧しようとするときは、所定の場所で閲覧することとし、閲覧後は、所定の場所に戻さなければならない。

- (1) 図書のうち貴重図書は、所定の手続を経て閲覧することができる。
- (2) 図書のうち書庫内に所蔵する図書は、所定の手続を経て閲覧することができる。
- (3) 試験期間中において閲覧室等が非常に混雑している場合等、本学の学習、教育、研究に支障をきたす恐れがある場合においては、館長は、図書の閲覧利用を制限することができる。

(閲覧の制限)

第10条 次の各号に掲げる場合においては閲覧を制限することができる。

- (1) 図書に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。）第5条第1号、第2号及び第4号イに掲げる情報（個人情報に係る部分等）が記録されていると認められる場合における、当該情報が記録されている部分

(2) 図書の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は情報公開法第5条第2号に規定する法人等から寄贈又は寄託を受けている場合における、当該期間が経過するまでの間

(3) 図書の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生じるおそれがある場合又は図書館において当該原本が現に使用されている場合

第11条 削除

(閲覧の規律)

第12条 館内閲覧にあつては、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 図書を破棄又は汚損しないこと。

(2) 閲覧図書を館外又はラウンジに持ち出さないこと。

第4章 館外貸出

(貸出しを受け得る者の資格・貸出期間・貸出冊数)

第13条 館外貸出しを受け得る者とその貸出期間及び貸出上限冊数は、別表のとおりとする。ただし、本学の学生の春季、夏季及び冬季の休業期間中の貸出期間については、その都度定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めるときは、貸出冊数又は貸出期間を変更することができる。

3 貸出期限を経過した図書を返却しない者に対しては、当該図書の返却が済むまでの間、及び当該図書を返却した当日について、新たな貸出しは行わないものとする。

4 貸出期間中であっても次の各号に掲げる場合は、その図書を返却しなければならない。

(1) 貸出しを受けた者がその資格を喪失した場合

(2) 法人の教職員及びこれに準ずる者が、休職若しくは停職となった場合、又は3か月を超える海外渡航を行う場合

(3) 本学大学院の学生及び本学の学生が休学又は留学若しくは停学となった場合

(4) その他館長が必要と認め返却を請求した場合

(研究室等備付図書)

第13条の2 次の図書は、所定の手続きを経て研究室に備え付け、利用することができる。

ただし、研究室等備付図書の閲覧を希望する者には、研究室等の利用に支障のない範囲内でこれに応ずるものとする。

(1) 法人の教職員に配分された経費で購入した図書

(2) 法人の教職員を通して寄贈された図書

2 研究室等備付図書は、年1回、照合を行う。

(貸出し制限図書)

第14条 次の図書は、貸出しすることができない。ただし、館長が特に必要と認めて許可した場合はこの限りではない。

(1) 貴重図書

(2) 参考図書

(3) 逐次刊行物（新聞及びその縮刷版を含む）

(4) パンフレット

(5) 視聴覚資料

教育機構学術情報センター図書館利用規程

- (6) マイクロ資料
- (7) 博士論文及び修士論文
- (8) その他館長が指定したもの

2 前項第2号から第5号に掲げるものは、当日の範囲内で貸出しすることができる。ただし、逐次刊行物の最新号及び著作権者により貸出しが認められていないものを除く。

(貸出しの手続き)

第15条 図書館の貸出しを受ける者は、所定の手続きを経なければならない。

(予約及び継続貸出し)

第16条 館内閲覧又は館外貸出しを希望する図書がすでに貸出し中のときは、予約することができる。

2 貸出し期間後も引き続き貸出しを希望する場合は、前項の予約がない限り、再手続きのうえ継続貸出しを受けることができる。ただし、継続貸出しは3回に限るものとする。

(帯出の規律)

第17条 図書館の貸出しを受けた者は、次の各号を守らなければならない。

- (1) 帯出図書を他人に転貸しないこと。
- (2) 帯出図書を破棄、汚損、又は紛失しないこと。
- (3) 返納期限を厳守すること。

第18条 削除

第5章 その他の利用

(文献複写)

第19条 図書館が所蔵する図書の複写については、和歌山大学教育機構学術情報センター図書館文献複写規程の定めるところによる。

(参考調査)

第20条 利用者は、教育・研究のため、文献情報の提供及び調査を依頼することができる。

(特別施設の利用)

第21条 特別施設の利用に必要な事項は別に定める。

第6章 補則

(館内の規律)

第22条 館内にあっては、前各条に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 音読・談話等他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (2) 建物・設備を損傷しないよう留意すること。
- (3) その他館内の秩序を乱す行為をしないこと。

(規程の遵守)

第23条 利用者は、本規程及びその他の諸注意事項を守らなければならない。

(罰則)

第24条 前条に違反したときは、事情により図書館の利用を停止又は禁止することがある。

(損害の弁償)

第25条 第23条の違反によって図書館の図書又は施設・設備に損害を与えた場合は、前

条のほか、その損害を弁償させることがある。

(雑則)

第26条 図書を利用者の閲覧に供するため、図書の目録及びこの規則を常時閲覧室内に備付けるものとする。

2 この規程に定めるもののほか、図書館の利用に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和62年9月1日から施行する。

附 則 (平成3年2月22日一部改正)

この改正規程は、平成3年2月22日から施行する。

附 則 (平成4年9月11日一部改正)

この改正規程は、平成4年9月11日から施行し、平成4年5月1日から適用する。

附 則 (平成6年4月14日一部改正)

この改正規程は、平成6年4月14日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則 (平成7年2月10日一部改正)

この改正規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年2月2日一部改正)

この改正規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月1日一部改正)

この改正規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月24日一部改正)

この改正規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年7月25日一部改正)

1 この改正規程は、平成9年7月25日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

2 平成8年度以前入学者(システム工学部を除く。)の利用については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成16年1月30日一部改正)

この改正規程は、平成16年1月30日から施行する。

附 則 (平成16年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第165号)

この改正規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月18日一部改正：法人和歌山大学規程第397号)

この改正規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年6月23日一部改正：法人和歌山大学規程第440号)

この改正規程は、平成17年6月23日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

ただし、改正後の第2条第1項第3号の規定は、平成16年12月24日から適用する。

附 則 (平成19年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第601号)

この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年6月1日一部改正：法人和歌山大学規程第646号)

この改正規程は、平成19年6月1日から施行する。

附 則 (平成19年11月20日一部改正：法人和歌山大学規程第701号)

この改正規程は、平成19年11月20日から施行する。

附 則 (平成20年12月26日一部改正：法人和歌山大学規程第891号)

教育機構学術情報センター図書館利用規程

1 この改正規程は、平成20年12月26日から施行し、平成20年10月1日から適用する。

2 この改正規程施行の際、改正前の規定による専任教員への通常貸出として貸し出されている図書及び特例貸出制度に基づき貸し出されている図書は、改正後の第13条の2により教育・研究用図書として取扱う。

附 則（平成24年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第1292号）
この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月27日一部改正：法人和歌山大学規程第1323号）
この改正規程は、平成24年4月27日から施行する。

附 則（平成26年6月27日一部改正：法人和歌山大学規程第1536号）
この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1716号）
この改正規程は、平成28年3月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第1900号）
この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日一部改正：法人和歌山大学規程第2139号）
この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月23日一部改正：法人和歌山大学規程第2662号）
この改正規程は、令和5年7月1日から施行する。

附 則（令和7年4月11日一部改正：法人和歌山大学規程第2847号）
この改正規程は、令和7年4月11日から施行する。

別表（第13条関係）

区分	貸出期間	貸出冊数
法人の教職員及びこれに準ずる者	1 か月	50冊
本学が受け入れた研究者		
本学大学院の学生及びこれに準ずる者	1 か月	30冊
本学の名誉教授		
本学学部の学生及びこれに準ずる者	1 か月	20冊
本学の卒業生及び修了生		
その他図書館の利用を申し出た学外者	1 か月	5冊